（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に法第十条の登録を受けている者のうち同条第三項の犬猫等販売業を営んでいる者にあっては、第十条の三第二項の期間は、平成二十五年度においては、平成二十五年九月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間とする。

第三条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）様式第九により掲示されている標識及び同規則様式第十により掲示されている識別章は、法第十八条の規定により掲げられた標識とみなす。

第四条　動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号）附則第三条第二項の届出は、附則様式による届出書を提出して行うものとする。

第五条　この省令の施行の際旧規則の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則様式（附則第4条関係）

年　　月　　日

都道府県知事
市　　殿

届出者　氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所　〒
電話番号

犬猫等販売業営業届

犬猫等販売業を営んでいるので、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1　事業所の名称	
2　事業所の所在地	
3　登録年月日	年　　月　　日
4　登録番号	
5　犬又は猫の繁殖を行うかどうか	□繁殖を行う　□繁殖を行わない
6　犬等健康安全計画	(1)幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備
	(2)販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い
	(3)幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法
7　備考	

備考

1　この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7　備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

2　この届出書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

規則

○中央労働委員会規則第一号

中央労働委員会は、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、労働委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

中央労働委員会会長　諏訪　康雄

労働委員会規則の一部を改正する規則

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定独立行政法人等事件」を「特定独立行政法人事件」に、「特定独立行政法人等に」を「特定独立行政法人に」に改める。

第一条中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

第二条第一号中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律施行令」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律施行令」に改める。

第三条第三項第二号を次のように改める。

二　特労法第二十五条の規定による特定独立行政法人担当使用者委員、特定独立行政法人担当労働者委員及び特定独立行政法人担当公益委員（三者を総称して「特定独立行政法人担当委員」という。以下同じ。）のみで行う会議（以下「特定独立行政法人担当委員会議」という。）

第五条第三項及び第七条の三（見出しを含む。）中「特定独立行政法人等担当委員会議」を「特定独立行政法人担当委員会議」に改める。

第七条の四の見出し及び表以外の部分中「特定独立行政法人等担当委員会議」を「特定独立行政法人担当委員会議」に改め、同条の表中「特定独立行政法人等担当委員会議」を「特定独立行政法人担当委員会議」に、「特定独立行政法人等担当委員」を「特定独立行政法人担当委員」に改める。

第七条の四の見出し及び表以外の部分中「特定独立行政法人等担当使用者委員」を「特定独立行政法人担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「特定独立行政法人担当労働者委員」に、「特定独立行政法人等担当公益委員」を「特定独立行政法人担当公益委員」に改める。

第十条の五第一項中「特定独立行政法人等職員」を「特定独立行政法人職員」に、「第二条第四号」を「第二条第二号」に改め、同条第二項中「公益委員会議（不当労働行為事件の審査等を部会で行うときは、部会）以下この章において同じ。」を「公益委員会議（不当労働行為事件の審査等を部会で行うときは、部会。以下この章において同じ。）」に改める。

第十条の六中「特定独立行政法人等担当公益委員」を「特定独立行政法人担当公益委員」に改める。

第十一条第三項、第十五条第三項及び第十六条中「特定独立行政法人等担当委員会議」を「特定独立行政法人担当委員会議」に改める。